

岩手県告示第 877 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、次の指定医療機関が指定を辞退した。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 指定医療機関の名称     | 所在地                    |
|---------------|------------------------|
| 医療法人社団弘慈会加藤病院 | 宮古市保久田 8 番 37 号        |
| 山崎外科医院        | 大船渡市盛町字宇津野沢 4 番地 7     |
| あべ整形外科医院      | 岩手郡滝沢村滝沢字巣子 1156 番地 22 |
| オリーブ薬局        | 盛岡市鉦屋町 15 番 10 号       |